

高齢基礎年金(65歳以上)、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給中の人へ

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

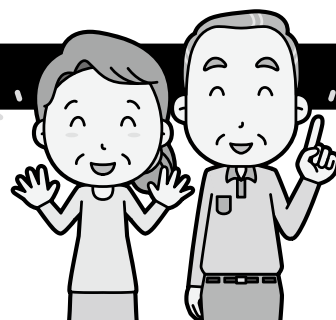
「年金生活者支援給付金」は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金の受け取りには、日本年金機構へ請求書の提出が必要です。(既にこの給付金を受給している人は、手続き不要)

新たに対象となる人には、日本年金機構から8月下旬以降、順次、請求書(返信用はがき様式)が発送されています。

なお、令和4年1月4日までに請求手続きが完了した場合は、本年10月分からの給付となりますが、完了しなかった場合は請求した月の翌月分からの給付となりますので、お早めにご手続きをください。

対象となる人



■高齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①65歳以上である
- ②世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円※」以下である
※同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。

問い合わせ

三次年金事務所(日本年金機構)

☎0824-62-3107(自動音声案内に従って該当する番号をプッシュ)または『給付金専用ダイヤル』

☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合: ☎03-5539-2216(一般電話)

受付時間: 月曜日 8時30分~19時

火~金曜日 8時30分~17時15分

第2土曜日 9時30分~16時

※月曜日が祝日の場合、翌開所日は19時まで。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日は利用できません。